

こども青少年・健康福祉
・病院経営委員会配布資料
平成20年9月11日(木)
健康福祉局

こども青少年・健康福祉・病院経営委員会配布資料

神奈川県が行った横浜市病院協会の指導監査の結果について

福 監 第 2 7 2 号
平成 2 0 年 8 月 6 日

社団法人横浜市病院協会会長 殿

神奈川県保健福祉部長



指導監査の結果について（通知）

平成 2 0 年 6 月 2 0 日に民法第 6 7 条第 3 項の規定に基づき貴法人の運営状況について指導監査を実施したところ、内部牽制体制が確立されていないなど、法人運営上不適切な事実を確認しました。

本県では、平成 1 9 年 1 2 月 4 日付けで「公益法人における適正な経理処理の徹底について」を通知しているところであり、また、貴法人においては、公益法人として税制等の優遇措置を受けていることに加え、横浜市からの補助金等の公的資金により事業を実施しているなど適正な運営が強く求められているにも関わらず、横浜市の補助金について不正な事務処理を行うなど、不適切な運営がなされていることは誠に遺憾です。

については、公益法人として透明性及び公正性を備えた運営体制を確立するよう、次の事項について改善措置を講じ、その改善状況については、本通知到達の日から 6 0 日以内に理事会の議事録の写しを添えて当職あて報告してください。

また、当職あての報告及び報告以後の改善状況について、次回の社員総会で審議し、その社員総会の議事録の写しを当職あて提出してください。

なお、貴法人の財務諸表と神奈川健康福祉経営協同組合の設立の申請書類の不整合に関しては、別途、指導監査の結果を通知します。

【文書指摘事項】

1 会計処理について

- (1) 経理業務について、実効性のある監事監査の実施を含め、内部牽制体制を早急に確立すること。

(2) 会計処理規程が整備されていないので、次の事項を含む会計処理規程を整備すること。

ア 会計責任者、出納職員の職及び職務内容

イ 会計帳簿の記帳、整理及び保管

ウ 金銭の出納

エ 資産・負債の管理

オ 予算及び決算

カ 契約（入札を含む）の手続き

(3) 簿外処理をしていた取引があったので、全ての取引について適切に計上すること。

(4) 立替金の支出について、不適切な事例があったので、改善すること。

(5) 高額な物品の購入にあたり、価格の比較が行われていない事例が認められたので、随意契約に当たっては、複数業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な契約の維持に努めること。

(6) 証ひょう書類がなく伝票が起票されている事例が散見されたので、証ひょう書類の整備に遺漏がないようにすること。

2 財務諸表について

公益法人会計基準に基づき財務諸表を作成すること。

3 その他

理事会の議事録の作成が遅延しているので、速やかに作成すること。

また、理事会及び総会の議事録に議長及び議事録署名人の署名押印がされていないものがあったので、署名押印し、理事会及び総会へ報告すること。

問い合わせ先

福祉監査指導課監査班 中羽、三上

電話 045-210-4810（直）